

「国際会計基準審議会等の議論に関する意見発信等に係る事務」等の民間競争入札実施要項(案)に対するコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

1. 「国際会計基準審議会等の議論に関する意見発信等に係る事務」民間競争入札実施要項(案)について

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	2. (2)③参加対象となる会議の概要	対象に会計基準アドバイザー・フォーラム(Accounting Standards Advisory Forum)の会議を加えることを検討するべきである。	ご指摘のとおり、ASAFはIASBへの技術的な助言機関としての役割をはたすものであり、重要な会議であることは承知しておりますが、一方で、本委託業務において求めることができる業務量に上限があることを勘案すると、ASAFを参加対象会議に追加することは困難であると考えます。
2	2. (2)④傍聴した会議の出張報告書作成	報告書は各年度終了後に金融庁ホームページで公表されるとされているが、日本から高品質な意見を継続的に発信するために、広範な関係者が適時に共有すべき情報として、報告書を提出後速やかに公表する対応が考えられる。	ご指摘のとおり、入手した新たな情報を適時に国内関係者に情報共有することは、IFRSに関する国内における議論、効果的な意見発信に資するものであると考えられます。ご意見を踏まえ、今後、公表のあり方を検討します。また、2. (2)④/aの記載を、「提出された会議出張報告書は、金融庁ホームページにおいて公表されることに留意すること。」と修正します。
3	6. 落札者を決定するための評価の基準その他の決定に関する事項 別紙1 評価項目一覧表	意見交換・意見発信業務は、特定の利益代表から中立な主体が、業務の透明性を担保したうえで実施することが適当であると考えられるため、こうした点を担保することができるよう、入札参加者の属性および業務実施の透明性を担保するための措置を評価項目とすべきである。 また、評価項目一覧表の中項目2.2(専門性・能力)において、「企業会計全般に関して高度に専門的な知識を有する者の適切な配置」が評価項目とされているが、本業務の中心的テーマの観点からは、国際会計基準に関する知識が特に重要な点として明確化されたうえで評価を行うことが適当である。 加えて、2. (2)③ロ「実施上の注意事項」に記載されているとおり、「英語のリスニング、リーディング能力を相当程度有」とすることは本件の業務遂行上必須であると考えられ、この点が評価項目として明確に位置づけられることが適当である。 なお、国内の関係者との意見交換を的確に行うために、高度な日本語でのコミュニケーション能力についても評価項目とすることが考えられる。	ご指摘のとおり、意見交換・意見発信業務は特定の利益代表から独立した、中立な立場の者が行うことが肝要と考えます。しかしながら、入札参加者の属性を限定することは、過度に参入障壁を設けることとなりかねないという問題点がございます。対応として、意見交換・意見発信業務の都度提出される報告書の精査、受託業者との日々のコミュニケーションにより、業務の中立性、透明性の確保を図ることとしております。 ご意見を踏まえ、評価項目一覧表の「2 実施体制」の2.2(専門性・能力)の上段を、「業務遂行のため、企業会計全般に関して(特に、国際会計基準に関して)高度に専門的な知識を有する者を適切に配置しているか。また、英語のリスニング、リーディング能力を相当程度有している者を適切に配置しているか。」と修正します。 頂いたご意見は、貴重なご意見として承り、今後の参考にさせていただきます。

2. 「国際会計基準審議会の議論内容及び討議資料等の調査分析等に係る事務」民間競争入札実施要項(案)について

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
4	2. (2)④IASB会議の出張報告書作成	<p>標準的な会議1回あたりの資料の分量(40文字×37行×11ページ)は、会議について評価項目一覧表の中項目3.1「調査分析等」で示された事項について必要十分な情報を伝えるためには少量過ぎると思料されるため、標準的な分量を増加させることで評価項目一覧表との整合性を高めることが適当である。</p> <p>また、報告書は各年度終了後に金融庁ホームページにて公表されるとされているが、委託業務は公開の会議に関する調査分析でもあり、報告書は、広範な関係者が適時に共有すべき情報として提出後速やかに公表することを要綱化すべきである。</p>	<p>会議の内容が一律でないため、ここではあくまでも標準的な報告書本文の分量を示しているものです。なお、2. (2)④ロに記載のとおり、会議資料等、報告書本文内容を補足するための資料については、報告書分量の対象としておりません。</p> <p>ご指摘のとおり、入手した新たな情報を適時に国内関係者に情報共有することは、IFRSに関する国内における議論、効果的な意見発信に資するものであると考えられます。ご意見を踏まえ、今後、公表のあり方を検討します。また、2. (2)④ハaの記載を、「提出された会議出張報告書は、金融庁ホームページにおいて公表されることに留意すること。」と修正します。</p>
5	6. 落札者を決定するための評価の基準その他の決定に関する事項 別紙1 評価項目一覧表	<p>評価項目一覧表の中項目2.2(専門性・能力)において、「企業会計全般に関して高度に専門的な知識を有する者の適切な配置」が評価項目とされているが、本業務の中心的テーマの観点からは、国際会計基準に関する知識が特に重要な点として明確化されたうえで評価を行うことが適当である。</p> <p>加えて、2. (2)③ロ「実施上の注意事項」に記載されているとおり、「英語のリスニング、リーディング能力を相当程度有」とすることは本件の業務遂行上必須であると考えられ、この点が評価項目として明確に位置づけられることが適当である。</p>	<p>ご意見を踏まえ、評価項目一覧表の「2 実施体制」の2.2(専門性・能力)の上段を、「業務遂行のため、企業会計全般に関して(特に、国際会計基準に関して)高度に専門的な知識を有する者を適切に配置しているか。また、英語のリスニング、リーディング能力を相当程度有している者を適切に配置しているか。」と修正します。</p>

3. その他

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
6	-	<p>今回の意見募集の対象となっている2つの業務は、その業務の性格の類似性から同一の業務委託先が実施することがより効果的・効率的な公共サービスの実施につながると思料する。</p>	<p>2つの事務委託は、平成13年度に開始され、同19年度までは1つの事務委託契約としていたものですが、事業者の参入をしやすくするとの観点から、同20年度より2つの事務委託に分割したものです。</p> <p>ご指摘のとおり、2つの事務委託内容は類似している部分があり、一括して委託することにより効率化を図ることは可能である一面はあるものの、より多くの事業者を受託機会を与えるために分割した経緯を踏まえ、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施するに際しても2つの事務委託としているところです。</p>